

青森県報

第二千四百四十号

平成十七年
二月十四日
(月曜日)

目次

規 則

旅費について行政職給料表の適用を受けない者の行政職給料表の級の職務に相当する職務の級及び号給を定める規則の一部を改正する規則……………

青森県特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則……………

告 示

生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………

右 同……………

生活保護法による医療機関の指定……………

右 同……………

生活保護法による指定介護機関の名称及び所在地並びに居宅介護事業所の名称及び所在地変更の届出……………

生活保護法による指定介護機関の居宅介護支援事業所の所在地変更の届出……………

結核予防法による指定医療機関の指定の辞退……………

飼料の試験の結果の概要……………

道路の区域の変更……………

道路の供用の開始……………

公 告……………

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告……………

大規模小売店舗の新設に関する届出……………

(人事課) …… 一

(県民生活政策課) …… 二

(健康福祉政策課) …… 二

同 …… 二

同 …… 二

同 …… 三

同 …… 三

同 …… 三

同 …… 三

同 …… 三

同 …… 三

同 …… 三

同 …… 三

同 …… 三

同 …… 三

同 …… 三

同 …… 三

同 …… 三

規 則

旅費について行政職給料表の適用を受けない者の行政職給料表の級の職務に相当する職務の級及び号給を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年二月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第三号

旅費について行政職給料表の適用を受けない者の行政職給料表の級の職務に相当する職務の級及び号給を定める規則の一部を改正する規則

旅費について行政職給料表の適用を受けない者の行政職給料表の級の職務に相当する職務の級及び号給を定める規則(昭和三十二年十二月青森県規則第一号)の一部を次のように改正する。

別表第一中

5級の7号給以上	5級の7号給以上
5級の6号給以下 4級の6号給以上	5級の6号給以下 4級の6号給以上
3級の8号給以上	3級の8号給以上
4級の4号給及び 5号給 3級の6号給及び 7号給	4級の4号給及び 5号給 3級の6号給及び 7号給
4級の3号給以下 3級の3号給から 5号給まで	4級の3号給以下 3級の3号給から 5号給まで
2級の9号給以上	2級の9号給以上
3級の1号給及び 2号給 2級の8号給	3級の1号給及び 2号給 2級の8号給
2級の4号給から 7号給まで	2級の4号給から 7号給まで
1級の10号給以上	1級の10号給以上
2級の3号給以下 1級の4号給から 9号給まで	2級の3号給以下 1級の4号給から 9号給まで
1級の3号給以下	1級の3号給以下

を

に改める。

建設業者の許可の取消し…………… (弘前県土整備事務所) …… 七

教育委員会……………

県文化財の指定の解除…………… (文化課) …… 七

(文化課) …… 七

別表第二中

5級
4級
3級
2級
1級

を

4級
3級
2級
1級

に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、平成十六年十二月二十日から適用する。

青森県特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年二月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第四号

青森県特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則

青森県特定非営利活動促進法施行細則（平成十年十月青森県規則第九十七号）の一部を次のように改正する。

第十一条及び第十三条中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

第二号様式、第八号様式、第九号様式及び第十一号様式中「~~阿部歯科医院~~」を「~~阿部歯科医院~~」に改める。

附則

この規則は、平成十七年三月七日から施行する。

告

示

青森県告示第九十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十七年二月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	廃止年月日
山内整形外科 白取医院	弘前市大字城東四丁目六の一七 青森市大字高田字川瀬三九三	平成一六・七三 一六・一・一四
くまざわ整形外科クリニク	黒石市野添町六四の三	一六・二・一六
浪館クリニク	青森市浪館前田四丁目九の一	一六・二・一五
奈良歯科医院 八太郎薬局	青森市奥野二丁目一の一三 八戸市大字河原木字八太郎山一〇の六二四	一六・二・三三
阿部歯科医院	五所川原市字敷島町六四の二	"
アワサ歯科医院	弘前市大字品川町一三	"

青森県告示第九十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十七年二月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	廃止年月日

医療法人みらい会	南津軽郡平賀町大字柏木町字藤山三七の五	訪問看護ステーションなごみ	南津軽郡尾上山大字李平字崎五四の一	平成 一六・〇・三
----------	---------------------	---------------	-------------------	--------------

青森県告示第九十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十七年二月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	指定年月日
山内整形外科 すなおクリニク くまざわ整形外科クリニク 小堀歯科医院	弘前市大字城東四丁目六の一七 八戸市大字鮫町字遥望石二〇の四 黒石市野添町六四の三 弘前市大字南城西二丁目五の三	平成一六・八・一 一六・三・一 一六・三・七 一七・一・一

青森県告示第九十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十七年二月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

事業名称	事業者	事業名称	事業所所在地	指定年月日

医療法人みらい会	南津軽郡平賀町大字柏木町字藤山三七の五	訪問看護ステーションなごみ	南津軽郡平賀町大字柏木町字藤山三四の二三	平成 一六・二・一
----------	---------------------	---------------	----------------------	--------------

青森県告示第九十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から名称及び所在地並びに居宅介護事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十七年二月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	居宅介護事業者		居宅介護事業所		変更年月日
	名称	主たる事務所所在地	名称	所在地	
変更前	特定非営利活動法人清純	三戸郡階上町大字鳥屋部字鹿原九	グループホームやきの家	三戸郡階上町大字鳥屋部字鹿原九	平成 一六・七・三
変更後	特定非営利活動法人柳沢	三戸郡階上町大字赤保内字六柳沢一五の二	グループホームちよのい	三戸郡階上町大字赤保内字六柳沢一五の二	
変更前	訪問看護	五戸町	訪問看護ステーション	三戸郡五戸町字沢向一七の三	一六・七・一
変更後	訪問看護	五戸町	訪問看護ステーション	三戸郡五戸町大字倉石中一五の四	

青森県告示第九十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用

くみあい配合飼料 若狭仕上げ	16.12	15.4	3.7	0.73	0.55	3.0	4.4	77.0	14.5
くみあい配合飼料 ニューアケイナ	16.12	19.1	5.8	1.08	0.70	2.5	5.7	81.0	11.9

注 試験結果の概要の欄中栄養成分に関する検査にあっては、個別検査項目に分析結果を示し、違反の内容の欄に表示成分量に対する過不足量等を示す。

青森県告示第九十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

図面 番号	道路 種類の	路線名	変 更 の 区 間		変更の 前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	県道	青森環状野 内線	青森市大字諏訪沢字岩田一の二から 青森市大字諏訪沢字岩田一の二まで	青森市大字諏訪沢字岩田一の二から 青森市大字諏訪沢字岩田一の二まで	前 後	二〇・六メートルから 二九・〇メートルまで	一七・三七メートル	
2	県道	五所川原黒 石線	北津軽郡板柳町大字大俵字和田三九九の五から 北津軽郡板柳町大字高増字前田八九一まで	北津軽郡板柳町大字大俵字和田三九九の五から 北津軽郡板柳町大字高増字前田八九一まで	前 後	一七・五メートルから 一一・一メートルまで	四六・〇メートル	

青森県告示第九十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十七年三月十三日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十七年二月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始 の期日
-----	---------	-------------

なお、その関係図面は、告示の日から平成十七年三月十三日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十七年二月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

県道 五所川原黒石線	北津軽郡板柳町大字大俵字和田三九九の五から 北津軽郡板柳町大字高増字前田八九一まで	平成一七・二四
---------------	----------------------------------------------	---------

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十七年二月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日
平成十七年二月一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人オクトパスの会

三 代表者の氏名
蝦名 勝彦

四 主たる事務所の所在地
弘前市大字小比内五丁目四の二〇

五 定款に記載された目的
この法人は、県内で様々な事情により、家庭崩壊した人や路上生活をしている人に精神的な立ち直りと自立を支援し、社会復帰に関する事業を行うこと及び子供、高齢者、障害者が一緒になって行えるスポーツの普及事業を行うことによって、社会の活性化に寄与する事を目的とする。

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十七年二月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン十和田ショッピングセンター
十和田市大字相坂字六日町山一六九外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
イオン株式会社
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五の一

代表執行役 岡田元也

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
イオン株式会社
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五の一

代表執行役 岡田元也

四 大規模小売店舗の新設をする日
平成十七年十月五日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
二五、三三三平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数
一、九八四台（位置は、届出書添付図面のとおり）

2 駐輪場の位置及び収容台数
六六七台（位置は、届出書添付図面のとおり）

3 荷さばき施設の位置及び面積
九一三平方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
一三〇立方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
イオン株式会社
二十四時間

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯
二十四時間

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
八か所（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
二十四時間（一部午前六時から午後十時まで）

八 届出年月日
平成十七年二月二日

九 届出書及び添付書類の縦覧
1 場所
青森県商工労働部経営振興課及び十和田市役所

2 期間

平成十七年二月十四日から同年六月十四日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、十和田市役所にあつては、その執務時間内とする。

十 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十七年六月十四日

2 提出先

青森県商工労働部経営振興課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十七年二月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社斎元組

二 代表者の氏名 斎藤 鈴子

三 主たる営業所の所在地 南津軽郡田舎館村大字前田屋敷字南佃五の三

四 許可番号 青森県知事許可(般・一)第五四九三号

五 取消年月日 平成十七年一月二十八日

六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となつた事実

平成十七年一月二十八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

教育委員会

青森県教育委員会告示第二号

次の表に掲げる県史跡は、文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第六十九条第一項の規定により、平成十六年九月三十日付で史跡に指定され、青森県文化財保護条例(昭和五十年十二月青森県条例第四十六号)第三十九条第二項の規定により、県史跡の指定を解除されたので、同条第三項の規定により告示する。

平成十七年二月十四日

青森県教育委員会

種別	名称	員数	所在地	所有者	指定告示年月日及び告示番号
県史跡	南部信直夫妻墓所	二基	三戸郡南部町大字小向字正寿寺六二番四号	南部利昭	平成八年五月二十二日 青森県教育委員会告示第三号

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭